

~ウィズ・ポストコロナ時代のふくいの「働く」を支えます~

Press Release

令和4年5月31日 【照会先】

福井労働局 労働基準部 監督課

 課
 長
 松田 恵太郎

 専門監督官
 脇本 泰守

(直通電話)0776(22)2652

報道関係者 各位

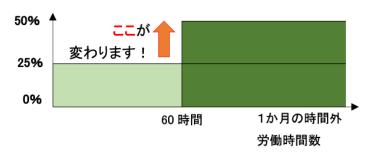
6050(ろくまるご一まる)キャンペーンについて

~ 令和5年4月1日から中小企業も時間外労働の 割増賃金率を引き上げる必要があります

時間外労働に対する割増賃金の支払いは、通常の勤務時間とは異なる特別の労働に対する労働者への補償を行うとともに、使用者に対し時間外労働を抑制することを目的とし、平成22年には特に長い時間外労働を抑制するために、1か月について60時間を超えて時間外労働をさせた場合には、その超えた時間の労働について、法定割増賃金率を2割5分以上の率から5割以上の率に引き上げられました。

中小企業は当分の間、この法定割増賃金率の引上げは適用しないこととされていましたが、その猶予措置が令和5年3月31日で廃止されるため、令和5年4月からは中小企業も1か月について60時間を超えた時間外労働の割増賃金率を引き上げなければならず、その対応を令和4年度中に行う必要があります。

割増賃金率



本県は中小企業の割合が高く、また、各企業の労務管理も少数体制で行われていることが多いことから、早めに対応や各種支援が必要となってくるため、福井労働局及び管下労働基準監督署では、本年6月から7月までの間、中小企業の割増賃金率引上げ対応を周知・支援する「6050(ろくまるごーまる)キャンペーン」を実施することとしました。

周知行事のうち公開のもの(他の実施事項は別紙のとおり) 福井労働局長による使用者団体への要請

- 1 日 時 令和4年6月6日(月)午後1時30分~午後2時00分
- 2 対象団体 福井県経営者協会
- 3 場 所 福井県福井市西木田2丁目8番1号

福井商工会議所ビル7階

≪主な実施事項≫

- 中小企業事業主で組織する使用者団体等への要請 県内の以下の使用者団体に対し、本キャンペーンの趣旨、取組内容等に関する 周知・啓発等に係る協力要請を行う。
 - 福井県経営者協会
 - · 福井県商工会議所連合会
 - · 福井県中小企業団体連合会
 - 福井県商工会連合会
- 労働保険年度更新申告書受付会場における労働時間相談・支援コーナーの設置 県内 10 会場(計 13 回)の労働保険年度更新申告書受付会場に、各労働基準監 督署の労働時間改善指導・援助チームによる労働時間相談・支援コーナーを設置 し、割増賃金率引上げに関する法制度の周知、就業規則の変更方法等の説明を行 う。

また、併設される働き方改革推進支援センターの相談コーナーとの連携により、中小企業事業主に対する支援を実施する。

● セミナーの開催等

当該期間中に労働局・労働基準監督署が主催・出席する各種会議、説明会等のあらゆる機会において周知を行う。

● 個別事業場への周知

労働局・労働基準監督署において、訪問による説明や資料送付により個別事業場に対して周知を行う。